

平成29年2月10日

公益財団法人 日本関税協会門司支部 御中

門司税関 業務部

関税率表第61.09項の「異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの」
に分類される物品の関税分類について

貴会会員の皆様方には、平素から税関行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

関税率表第61.09項の「異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの」の分類について、別添の通りとなりますのでお知らせいたします。

輸入者等への周知については、「綿製のT-シャツ（なせんしたもの）第6109.10号の分類事例」を関税局HPに掲載する予定である旨、通関業者等から関係輸入者等へ伝えていただくようお願いいたします。

ご多用中誠に恐縮に存じますが、貴会会員及び輸出入者等関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

（添付物）

- ・綿製のT-シャツ（なせんしたもの）第6109.10号（周知文書）

【問合せ先】

門司税関業務部関税鑑査官部門

T E L : 050-3530-8373

E-mail : moji-kansakan@customs.go.jp

✚ 貨物概要

綿製メリヤス編物から成るTシャツ

材 質：綿 100%、天竺編

性 状：半袖、ラウンドネックで袖口及び裾は折り返しており、絞る部分がないもの。左胸部になせんされたポケットを有する。



✚ 分類

関税率表第 6109.10 号－ 1 － (2) (統計番号 6109.10-012) の綿製のTシャツ（なせんしたもの）

✚ 分類理由

本品は、関税率表解説第 61.09 項に記載された「Tシャツ」の要件を満たすものであり、左胸部になせんされたポケットを有するものであることから、関税率表第 6109.10 号－ 1 の「異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの」として、上記のとおり分類されます。

✚ 分類のポイント

なせんされた部位がポケット部分のみであっても、「異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの」に含まれます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）